

特別養護老人ホーム借楽園入所料金表（負担割合1割）

		負担割合1割		②	③	④ (①+②+③)	④×30
		①					
介護度	負担限度額認定証	施設サービス費	常時(毎日)発生する加算	居住費	食費	1日合計	1ヶ月(30日)合計
要介護3	第1段階	787	127	820	300	2,034	61,020
	第2段階	787	127	820	390	2,124	63,720
	第3段階	787	127	1,310	650	2,874	86,220
	第4段階	787	127	2,006	1,700	4,620	138,600
要介護4	第1段階	857	127	820	300	2,104	63,120
	第2段階	857	127	820	390	2,194	65,820
	第3段階	857	127	1,310	650	2,944	88,320
	第4段階	857	127	2,006	1,700	4,690	140,700
要介護5	第1段階	925	127	820	300	2,172	65,160
	第2段階	925	127	820	390	2,262	67,860
	第3段階	925	127	1,310	650	3,012	90,360
	第4段階	925	127	2,006	1,700	4,758	142,740

◎常時(毎日)発生する加算として・・・【◇日常生活継続支援加算(Ⅱ) 日/46単位 ◇看護体制加算(Ⅰ) 日/12単位 ◇看護体制加算(Ⅱ) 日/23単位 ◇夜勤職員配置加算(Ⅱ) 日/46単位 ◇介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ◇介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) があります】  
 ※介護職員処遇改善加算は国の施策により、介護職員の処遇改善を図るために創設された加算であり、一月の総施設サービス費+各種加算額の8.3%をまた、介護職員等特定処遇改善加算はさらなる介護職員等の処遇改善を図るために新規に設けられた加算であり、一月の総施設サービス費(介護職員処遇改善加算を除く)+各種加算の2.7%を上記料金表に加え算定させていただきます。

## ○その他の加算

- ◇個別機能訓練加算：12単位(個別機能訓練を行った日のみ算定)
  - ◇初期加算：30単位(新規に入所、もしくは1ヶ月以上の入院を経た後再び施設に戻られた際、30日間を限度として算定)
  - ◇外泊時費用：246単位(入院、外泊時、1月に6日を限度として算定)
  - ◇看取り介護加算(Ⅰ)：144単位～1280単位(看取りに関する諸要件を満たした際に算定)
  - ◇看取り介護加算(Ⅱ)：144単位～1580単位(看取りに関する諸要件を満たし、施設において最期を迎えた際に算定)
  - ◇褥瘡マネジメント加算：10単位(継続的に入所者ごとに褥瘡に関する計画を作成し、管理した際に3月に1回を限度として算定)
  - ◇排せつ支援加算：100単位(排せつに介護を要する入所者に対し、改善のための計画書を医師等と連携して策定し、それに基づいた支援を継続的に実施した際に算定)
  - ◇生活機能向上連携加算：100単位(リハビリ事業所や医療提供施設等の医師等が施設を訪問し、機能訓練指導員と連携して策定した計画に沿って訓練を実施した際に算定)
  - ◇配置医師緊急時対応加算：時間帯に応じて650単位～1270単位(医師が夜間、深夜、早朝に施設を訪問して入所者を診療し、その記録を行った際に算定)
- ※別途上記以外にも加算及び実費分があります。詳しくはお問い合わせください。

特別養護老人ホーム借楽園入所料金表（負担割合2割）

		負担割合2割		②	③	④ (①+②+③)	④×30
		①					
介護度	負担限度額認定証	施設サービス費	常時(毎日)発生する加算	居住費	食費	1日合計	1ヶ月(30日)合計
要介護3	非該当	1,574	254	2,006	1,700	5,534	166,020
要介護4	非該当	1,714	254	2,006	1,700	5,674	170,220
要介護5	非該当	1,850	254	2,006	1,700	5,810	174,300

◎常時(毎日)発生する加算として・・・【◇日常生活継続支援加算(Ⅱ) 日/46単位 ◇看護体制加算(Ⅰ) 日/12単位 ◇看護体制加算(Ⅱ) 日/23単位 ◇夜勤職員配置加算(Ⅱ) 日/46単位 ◇介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ◇介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) があります】  
 ※介護職員処遇改善加算は国の施策により、介護職員の処遇改善を図るために創設された加算であり、一月の総施設サービス費+各種加算額の8.3%をまた、介護職員等特定処遇改善加算はさらなる介護職員等の処遇改善を図るために新規に設けられた加算であり、一月の総施設サービス費(介護職員処遇改善加算を除く)+各種加算の2.7%を上記料金表に加え算定させていただきます。

## ○その他の加算

- ◇個別機能訓練加算：12単位(個別機能訓練を行った日のみ算定)
  - ◇初期加算：30単位(新規に入所、もしくは1ヶ月以上の入院を経た後再び施設に戻られた際、30日間を限度として算定)
  - ◇外泊時費用：246単位(入院、外泊時、1月に6日を限度として算定)
  - ◇看取り介護加算(Ⅰ)：144単位～1280単位(看取りに関する諸要件を満たした際に算定)
  - ◇看取り介護加算(Ⅱ)：144単位～1580単位(看取りに関する諸要件を満たし、施設において最期を迎えた際に算定)
  - ◇褥瘡マネジメント加算：10単位(継続的に入所者ごとに褥瘡に関する計画を作成し、管理した際に3月に1回を限度として算定)
  - ◇排せつ支援加算：100単位(排せつに介護を要する入所者に対し、改善のための計画書を医師等と連携して策定し、それに基づいた支援を継続的に実施した際に算定)
  - ◇生活機能向上連携加算：100単位(リハビリ事業所や医療提供施設等の医師等が施設を訪問し、機能訓練指導員と連携して策定した計画に沿って訓練を実施した際に算定)
  - ◇配置医師緊急時対応加算：時間帯に応じて650単位～1270単位(医師が夜間、深夜、早朝に施設を訪問して入所者を診療し、その記録を行った際に算定)
- ※別途上記以外にも加算及び実費分があります。詳しくはお問い合わせください。